

【民事訴訟法】

問1 訴えの取下げは、原告の単独行為といわれるが、被告が本案に応訴した後は、被告の同意がなければ、その効力を生じないとされる。それは何故か。訴えの取下げの意義と効力、被告の同意の意味を論じなさい。

問2 XがYに対して、500万円の外壁及び屋根の補修工事の請負代金請求訴訟を提起した。これに対してYが、工事に瑕疵があるとしてこの金額を争うとともに、予備的にYがXに対して600万円の貸金債権を有するとして、この貸金債権により相殺する旨の抗弁を提出した。

裁判所がXの請負代金債権につき300万円あると認定し、Yの貸金債権については次のような判断をした場合、判決主文はどのようなになるか。また、各場合に、既判力はどのような判断に生じるか。判決主文の判断と判決理由中の判断を意識して、具体的に論じなさい。

- (1) Yの貸金債権が600万円存在すると判断したとき。
- (2) Yの貸金債権が既に弁済済みで存在しないと判断したとき。

※ 解答用紙の記入に際しては、問1、問2(1)、問2(2)と見出しをつけて記入しなさい。